

日立都市計画区域区分の変更（茨城県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり変更する」

2. 人口フレーム

区分	年次 2020 年（令和 2 年） (基準年)	2030 年（令和 12 年） (基準年の 10 年後)
都市計画区域内人口	200.3 千人	175.5 千人
市街化区域内人口	173.6 千人	151.1 千人
保留する人口	—	—

理由

本都市計画区域の「整備、開発及び保全の方針」や都市計画基礎調査等を踏まえ、本案のとおり市街化区域を市街化調整区域に編入するものである。